

第 3 号議案

府中市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び同法施行令（昭和48年政令第374号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

府中市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年12月府中市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第16条中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の次に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、「の金額」を削り、同条ただし書中「保証人が当該資金の償還未済額を償還することができると認められる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 借受人が、第20条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 借受人の保証人が、当該資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

第19条第1項中「、第13条第2項の規定にかかわらず」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、借受人が、次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

第19条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（報告等）

第20条 市長は、第16条本文の規定により資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除し、又は第19条第1項本文の規定により償還金の支払を猶予するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、借受人若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

（府中市災害弔慰金等支給審査会）

第21条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、府中市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、市長が任命し、又は委嘱する委員7人以内をもつて組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第16条及び第19条の改正規定並びに第20条を第22条とし、第19条の次に2条を加える改正規定（第21条に係る部分を除く。） 公布の日
 - (2) 第20条を第22条とし、第19条の次に2条を加える改正規定（第21条に係る部分に限る。）及び次項の規定 令和2年4月1日
(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員を除く。）の項の前に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査会委員	日額	11,000円
---------------	----	---------